

## 平成 26 年度 第 6 回 市民参加推進会議会議録

開催日時	平成 27 年 1 月 7 日（水）午後 3 時 00 分から午後 5 時 25 分まで
開催場所	市役所 3 階 特別会議室
出席者	池川悟会長、市川温子副会長、坂野喜隆委員、手塚崇子委員、林章委員、小林光代委員、谷本滋宣委員、徳本悟委員、三浦永司委員
欠席者	田中卓也委員
事務局	市民活動支援課 川上課長、元田主査補、五十畑主事
傍聴者	1 名
議題	答申について 平成 27 年度市民参加推進会議の評価事業について
資料	資料 1 平成 25 年度の市民参加の実施状況に対する総合的評価について(答申) 資料 2 審議会等市民公募委員候補者の無作為抽出による招待登録制度の施行実施の概要について 資料 3 市民参加の手法

### （会議趣旨）

- 平成 26 年 12 月 26 日に行った市民参加推進会議の答申について、情報共有を行った。
- 平成 27 年度に実施する、市民参加の実施状況に対する総合的評価で評価する事業の概要を確認した。
- 平成 27 年度の会議日程について調整を行った。

### （会議内容）

#### 1. 開会

#### 2. 会長あいさつ

- 新年を迎えたが、年度は切り替わっておらず、まだまだやらなければならない課題も多い。来年度に向けていろいろと議論すべきところがある。
- 市民参加条例に関する見直しも委嘱内容のひとつである。今回、坂野委員から、市民参加条例についてレクチャーをしていただく予定である。

#### 3. 議題

##### (1) 答申について

- 昨年 12 月 26 日に市民参加推進会議について資料 1 のとおり答申した。当日、市長との議論が活発に行われた。
- 市長に答申の中身について、かいつまんで説明した。市長には、事前に答申内容が伝わっていたようで、情報公開コーナーの閲覧やホームページの充実について、既に指示をしており、できることについては、早急に行いたいとのことであった。
- 小学校、中学校、市民大学校について、文化や歴史についての議論があった。市民が住み続けていただくためにはどうしたらよいかということについて議論をした。
- 市長は、白井市を好きになってもらい、住み続けてもらう必要があると考えているとのことであり、そのために小学生や中学生を対象に講義をしているとの話があった。

### 提言内容に対する市の取り組み状況：事務局から説明

- 情報公開コーナーの会議録について、検索性を向上させるため、インデックスで仕切ることについては、総務課に指示を行い、対応しているところである。
- 図書館に会議録を設置してほしいということについて、答申以前に市民から図書館に対して要望があったことから、設置に向けての準備を行っているところである。平成 27 年度を目途に進めていく。
- 平成 27 年 3 月からのホームページのリニューアルに際して、各情報のカテゴリ分けなどを行っているところである。会議の一覧などを作成しやすいよう、雛型の作成についても実施していきたい。
- また、現在委員の一覧がばらばらになっていて見にくいいため、委員について一覧化しホームページ等で公開していきたい。委員の募集がいつあるかがわかるように、併せて一覧化を行いたい。
- 無作為抽出による招待登録制度について、3 年間の試行実施を決定した。制度の詳細について市民活動支援課で検討を進めているところである。
- 市民参加推進会議から 12 月 26 日に答申を受け、市長から各課へ改善の指示が即日行われたところである。指示事項は主に 2 点である。
- 1 点目が市民に対し情報公開、情報提供をする際には、公開する場所や方法を工夫し、市民にとって分かりやすく探しやすい情報の発信に努めること。特に、市民参加を実施している事業の審議会や説明会、アンケートなどの結果について、市ホームページや情報公開コーナーを活用し、広く市民へ周知を図ることを指示した。
- 2 点目が、審議会や説明会の開催にあたって、より多くの市民が参加できるように休日や夜間に開催するなど、開催について工夫をすること。

### 無作為抽出による招待登録制度の概要：事務局から説明（資料 2）

- 昨年度の答申では、白井市における市政への市民参加（公募）の問題として、働き盛り世代や若年層の参加が少ない、参加する市民が固定化している、助成の参加が男性に比べて少ないといった点があり、市民の意見に偏りが生じる可能性が懸念されていることを指摘されている。
- そこで、今まで市政に参加していなかった市民が市政に参加する状態を作り、その意見を反映させることを目的とし、無作為抽出による招待登録制度を実施するものである。なお、公募方法の拡大として扱い、条例の改正は行わない。内容は以下のとおり。
- ①住民基本台帳から無作為に抽出した市民を対象に「審議会等の公募市民委員になることを希望する」についてあらかじめ確認する。
- ②希望のあった市民をあらかじめ候補者として登録する。
- ③各課が審議会市民公募委員を募集する際に、登録した市民に参加の意向を確認（招待）し、希望する応募者の中から委員を選任する。
- 今回は 3 年間の試行実施とし、その 3 年間の成果について分析し、内部・外部評価のうえ、制度化の是非を決定する。
- 内部評価は参加者の属性や各課ヒアリングにより市民活動支援課で検討し、外部評価は内部評価結果や資料をもとに、市民参加推進会議において検討する。

## 質問等

- 招待登録制度となっているが、招待という表現だとわかりづらい。登録という表現ではだめなのか。
- 似たような制度として裁判員制度があるが、裁判員制度は強制であり基本的に断れない制度である。今回実施する制度は断ることが可能なので、その部分で区別するため、招待としている。事務局としても気になっており、何かいい案があれば市民活動支援課まで意見を寄せてほしい。
- 希望者登録制度というのはどうか。
- 希望者では自薦と区別がつかなくなってしまうため、別の表現としたい。
- 団体枠として応募しても、団体の代表として意見を出すことがないように感じる。市民枠に統一しても良いのではないか。
- 団体として話すことはなくても、団体活動を行っている立場として話すことはあったと思う。団体活動をしている人の立場としての意見も欲しかったため、市民参加推進会議でも団体の枠を設けている。今後、公募の枠をどうするのかについて、考えていきたい。
- 市民の定義を考えると、在住者・在勤者以外にも法人が含まれている。市民の定義の中に法人等の団体が入っている以上、団体を入れることも必要であると思う。
- 日本の場合、一般的には市議会議員は、出身地域ではなく、市全体のことを考えるべきとされている。同様に、団体の公募枠も団体に制約されることはないと思う。
- 登録者が集まらず、無作為抽出の名簿ができなかったらどうするのか。
- 今回は 2,000 人に招待状を送付しようと考えている。事業仕分けの無作為抽出を用いる市民判定人方式の応答率の全国平均は 5% であることから 100 人程度を期待している。白井市の場合、事業仕分けに関していえば 10% 台であったので、200 人程度の登録を期待できる。ただ、事業仕分けと違い PR も必要だと思うので、今後広報しろい等を活用し行っていく必要がある。3 年間の試行後に実施をやめるケースは、意味がなかったこと、広く市民に広まり、意識が浸透したからの 2 通りがあると思うが、後者になるのが最善。
- 応募者を登録し、名簿を一覧化する際に、市の恣意性が働かないよう選考名簿には客観性を持たせてほしい。
- 了解した。誤解が生じないようにわかりやすくリスト化し対応する。ただし、審議会を経験されている方が劣後する、女性や若い方が優先されるといった条件は定めたい。

## 議題 2 平成 27 年度市民参加推進会議の評価事業について

来年度は、平成 26 年度に市民参加を実施した事業の総合的評価を行うが、今年度評価を行った継続事業については既に評価しているので事業説明は省略し、残りの 10 事業について、事務局から事業の概要と実施する市民参加の手法について説明を行った。

### (1) 白井市第 5 次行政改革大綱及び行政改革実施計画策定事業

目的：新たな行政課題や多様化する市民ニーズへの対応、成果重視の効果的かつ効率的な施策を展開するため、新たな行政改革大綱を策定し、経営の視点に立った一層の行政改革の推進に取り組むこと。

手法：審議会の設置、パブリックコメントの募集

(2) 第三次白井市地球温暖化防止対策実行計画策定事業

目的：省エネルギーなどを推進することにより、温室効果ガス総排出量の削減を図ることを目的とし、次期「白井市地球温暖化防止対策実行計画」を策定すること。

手法：審議会の設置、パブリックコメントの募集

(3) (仮称) 白井市歯科口腔保健の推進に関する条例策定事業

目的：市民一人一人が歯科疾患の予防の重要性に対する理解を深め、生涯にわたって健康に過ごすことができるよう、市民の歯と口腔の健康づくりを推進することを定めた条例を制定すること。

手法：パブリックコメントの募集、白井市健康づくり推進協議会での条例案の報告

(4) 白井市新型インフルエンザ等対策実行計画改定事業

目的：新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図ることで、国民の生命及び健康を保護し、生活や経済への影響を最小限に抑えることを目的として、平成 21 年 10 月に策定した白井市新型インフルエンザ対策行動計画を全面的に見直し改訂すること。

手法：パブリックコメントの募集、白井市健康づくり推進協議会での計画策定の報告

(5) 第 2 次しろい健康プラン策定事業

目的：子どもから高齢者まで、全ての市民が生涯を通して健康で心豊かに過ごせる地域社会の実現を図るため、健康施策と取り組みに関する総合的な計画を策定すること。

手法：審議会の設置、パブリックコメントの募集、アンケート調査の実施

(6) 男女共同参画推進事業

目的：様々な社会活動の場に男女が平等に参画し、共に責任を分かち合い、支え合う社会の実現を目指すため、平成 28 年度から始まる新たな男女平等推進行動計画を策定すること。

手法：審議会の設置、パブリックコメントの募集、アンケート調査の実施

(7) 白井市第 5 次総合計画策定事業

目的：市は、長期的展望を持つ計画的・効率的な行政運営の指針として第 4 次総合計画を策定し、各種施策や事業を推進してきたが、同計画が平成 27 年度で計画期間を終えることから、その成果や課題等を踏まえ、さらに社会環境の変化等を的確にとらえた新たなまちづくりを進めるため、第 5 次総合計画を策定すること。

手法：審議会の設置、パブリックコメントの募集、アンケート調査の実施、ワークショップの開催

(8) 都市マスタープラン策定・推進事業

目的：市町村の都市計画に関する基本的な方針として、市の総合計画と整合し、目指すべき将来像をまちづくりの分野で実現するための基本計画である都市マスタープランを策定すること。

手法：パブリックコメントの募集、アンケート調査の実施、意見交換会の開催、策定勉強会の開催

(9) 白井市障害者計画等策定事業

目的：障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的・計画的な推進を図るため、第 4 次白井市障害者福祉計画を策定すること。障害者福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施のため、次期白井市障害者計画を策定すること。

手法：審議会の設置、パブリックコメントの募集、アンケート調査の実施、障害者関係団体・障害福祉事業者の代表者へ聴き取り調査

#### (10) 西白井地区コミュニティ施設建設事業

目的：市が保有している西白井地区の土地において、地域住民の交流・活動の場として利活用することを目的として、コミュニティ施設を整備すること。

手法：審議会の設置、パブリックコメントの募集、意見交換会の開催

- 市民参加予定事業に変動はないか。

→ 来年度評価を予定している 14 事業は、平成 26 年の 5 月に状況把握のため、各課に照会をしたものであり、その後新規事業の実施や変更があった場合は、市民参加の予定事業に変動が生じる可能性はある。今後、改めて各課に事業の照会をする。

### 3. 市民参加条例の検証・見直しの方向性について

事務局から、来年度の市民参加推進会議では市民参加条例の検証・見直しを行うことを説明し、その後、学識経験者の坂野委員より市民参加についてお話しいただいた。

#### 事務局

- 白井市市民参加条例第 25 条の規定において、市民参加推進会議で市民参加条例の見直しについて定めているところである。また、委嘱事項として、総合的評価と市民参加条例の検証・見直しについて諮問しており、次年度から本格的に方向性を定めていく予定である。
- そのためには、どういうところを見直すかということについて、洗い出しが必要となっている。
- 市民からは、白井市の市民参加条例における市民からの定義について疑問を呈している事例もある。内容としては、市民の定義が広いのではないかというものであった。
- なお、市民参加条例においては、外国人を市民から除くことは考えておらず、そもそも国籍の有無について触れていない。

#### 坂野委員（資料 3）

- 参加について、話をしていきたい。参加については、現在の流れとして、目新しいものがなくなってきている。これは逆に、白井で新しいものをつくるチャンスなので、委員の皆さんでいろいろ考えていきたい。
- 選挙が参加の基本である。しかし投票率が悪く、若い人の参加も少ない。また、議員が機能していないという事例もある。
- 今回の市民参加の 7 番目の歯科口腔条例について、平成 20 年に新潟県では議会提案で制定されたが、その時点においては、歯についてまとめた法律がなかったため意義があった。その後、平成 23 年に歯科口腔保健の推進に関する法律がつけられたということで意義がある。
- 日本では間接民主制が機能していないため、間接民主制を補完する中で、参加がある。
- どのように間接民主制を補えばよいかということが出てきたのが、参加である。しかし、この参加というのは、政策を作る段階での参加が一般である。政策を実施する段階では、協働ということを使う場合があると思う。
- 自治体における参加手法については、条例に参加が位置づけられていることが多い。

- 白井市においては、市民参加の公募が議論となっている。
- 市民研究員という制度が面白いのではないかと。実際に市民に政策を勉強していただき、市の在り方を考えていただくという制度である。小さいところでは、茨城県利根町でも実施している。このように、参加の手法はいろいろと考えられる。
- 多くの自治体では市民会議として、市民討議会を実施している事例がある。実質的にはモニター制度と近いところがある一方で、審議会、市民会議と近いところがあるので、それらの中間に位置するものである。
- 現在の参加の新しい流れというものはないが、動向として、自治基本条例の中に参加を定めているところがある。
- 個別の住民投票条例については多々あったが、いつでも住民投票ができる常設型の住民投票条例が最近出てきた。千葉県でいえば我孫子市が古くから実施している。ただし、その際議会との問題が生じることが多い。
- 市民討議会のポイントとして、無作為抽出によりサイレントマジョリティーを抽出していること、有償であることにより責任感を持った討議が期待できる点が挙げられる。
- 新しい市民参加の方法として、市民討議会を推進するかというと、理由は2点ある。1点目は参加の手法として一時期流行していた事業仕分けについては、避けられる傾向が出てきたこと。2点目は参加というのは飽きられてきたことであり、参画という言葉を使ってきているというところである。
- 都市内分権、自治体内分権という考え方がある。地域のことを地域で考えようという協議会、ここにはたくさんの住民が入るので、参加の手法の一つである。市では総合計画で地区会議を開催するが、そういったものを総合計画以外でもずっと続けるというのが一つの考え方である。
- プランニュークツェレについては、第三者性を求めることが必要である。最初に千代田区で実施した際には、概ね40歳未満の若手の企業家や議員等を構成員としている日本青年会議所（JC）が主催したが、形態として3通りある。
- 方法として、①JCや団体が行政と共催する場合、②JCが主体となり単独で実施する場合、③行政が中心となって実施する場合の3通りがある。
- 白井では、市民討議会とは違う形で、このようなものがないかということについて考えていけたらよいと思う。
- 市が実施した場合については、テーマを何に絞るかということが非常に大切である。たとえば木更津のアウトレットの場合など、身近に感じるテーマがないと難しいのではないかと。特に中立的な機関が必要である。
- 例えば、高校生がカリキュラムをつくって、高校生がやるというのも面白い。
- やはり、高校生ぐらいの若者は、非常に直截的である。坂野委員のゼミ学生が実際にやったという事例がある。また、議会が主催ということも考えられると思う。
- 例えば、西白井地区コミュニティ施設などをテーマにするのもいいのではないかと。身近な話題をやることも大切だと思う。
- キャッチフレーズ等があるといいかもしれない。「あなたの発言が白井を変えるかもしれない」「女性の力こそ市政を変える」

#### 4. 閉会 池川会長

##### 次回の予定について

- 来年度の会議は全7回を予定しており、4月から7月の間で4回程度開催したい。また、5月上旬の第1回会議から評価に入っていただきたいと考えている。
- 第1回が5月上旬、第2回が6月上旬、第3回が6月下旬、第4回が7月中旬程度の予定で実施し、平成26年度の市民参加実施事業の総合的評価を行いたい。
- その後の会議で市民参加条例の見直しの議論を進めていく。また、第1回から4回会議で、市民参加条例の見直しに必要な資料の打ち合わせ等、並行して進める必要がある。
- 話し合いの結果、平成27年度の第1回会議は5月15日（金）15時から、第2回は5月29日（金）か6月5日（金）に開催予定となった。
- 以降の日程の決定は、4月以降に行う。